



NO. 227

2012. 5. 15

社会福祉法人 大阪市知的障害者育成会
(別名 大阪市手をつなぐ親の会)
大阪市天王寺区東高津町12-10
大阪市立社会福祉センターB1F
発行責任者 笹野井 庸夫
TEL 06(6765)5621 FAX 06(6765)5623
<http://city-osaka-ikuseikai.or.jp>

新たな障害者福祉法(案)の審議について ～障害者総合支援法案 衆議院で可決～

前号でもお伝えした内容の続きになりますが、さる平成24年4月26日、衆議院本会議にて、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」案が一部修正のうえ可決されました。

その概要としては、これまでも採り上げている内容と重複している点もあり、全体の詳述は避けませんが、「障害者自立支援法」の題名を、いわゆる障害者総合支援法に改めるという状況のなか、衆議院の審査でいくつかの修正・追加が示されています。

同法律案についての修正要旨のなかには、「障害程度区分」を「障害支援区分」に改めるとともに、「障害支援区分」とは、障害者等の障害の多用な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとして述べられています。

また、政府は「障害支援区分」の認定が、知的障害者及び精神障害者の特性に応じて適切に行われるよう、厚生労働省令で定める区分の制定にあたっての適切な配慮その他必要な措置を講ずるものとする事となっており、

その他の点についても挙げておくと、

- 障害福祉サービス事業者は、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、常に障害者等の立場にたつて支援を行うように努めなければならないものとする事
- 市町村が行う地域生活支援事業として、意思疎通支援を行う者の派遣、意思疎通支援を行う者を養成する事業の追加

- 障害福祉計画に定める事項に、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標などを加えるものとする事
- 市町村による知的障害者への意思決定支援への配慮(知的障害者福祉法関係)等が修正・追加されています。

また、この法律の施行後3年を目途として検討を加える内容として、前号に記載していることに加えて、

- 障害支援区分の認定を含めた支給決定のあり方
- 地域生活支援事業への意思疎通支援の追加
- 障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進のあり方
- 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援のあり方など

を追加するように求められています。

これらとは別で、意思疎通の支援を行う者の派遣と養成、障害者の地域生活に対する総合的な支援の障害者福祉計画への反映、「親なき後」に備えた居住支援等のあり方、就労移行ならびに就労定着等に関する付帯決議もされています。

大阪市 市政改革プラン素案を公表 ～市改革プロジェクトチーム(PT)による 事業見直しについて～

大阪市より、今年度からの3年間(平成24～26年度)で取り組む行財政改革をまとめた「市政改革プラン」の素案を公表しました。

人件費削減や市民サービスの見直しにより、財政効果として1768億円を見込んでいます。今後、市民の意見と市議会での議論を踏まえて6月中に成案をまとめ、7月に予算案が編成されます。

【次頁へ】